

尾張旭市選挙管理委員会（令和元年第17回）会議録

1 開催日時

令和元年6月26日（水）

開会 午後7時

閉会 午後7時33分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 303会議室

3 出席委員

委員長 日比野美次

委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江

4 欠席委員

なし

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 三浦一輝、
竹内耕平

7 議題

（参院選関係）

第88号議案 開票の場所及び日時の決定について

第89号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について

第90号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について

第91号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について

第92号議案 開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について

第93号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について

8 会議の要旨

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 書記長 | 定刻になりましたので、ただいまから第17回選挙管理委員会を開催いたします。 |
|-----|---------------------------------------|

| | |
|-----|---|
| | <p>まず、会議に先立ちまして、前回6月20日（木）に開催する旨、日程をお伝えしていましたが、参議院議員選挙の選挙期日決定が遅れたことにより、本日6月26日（水）の夜間での開催となり申し訳ありません。</p> <p>本日の議案は、第25回参議院議員通常選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p> |
| 委員長 | <p>改めましてこんばんわ。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それでは、早速次第の2「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第88号議案「開票の場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>第88号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、第25回参議院議員通常選挙における愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票場所を尾張旭市総合体育館2階競技場（アリーナ）、日時を令和元年7月21日、午後9時と定めようとするものでございます。</p> <p>第88号議案の説明は以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、第88号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | (なし) |
| 委員長 | ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 8 8 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | 第 8 8 号議案は可決されました。 続きまして、第 8 9 号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>それでは、第 8 9 号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 5 項の読替規定による同法第 3 7 条第 2 項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第 2 4 条第 1 項の規定により、その職務を代理すべき者を選挙権の有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は選挙管理委員会職員を選任してございます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | 第 8 9 号議案の説明は以上でございます。 |
| 委員長 | では、第 8 9 号議案について、何かご質問等はございませんか。 |
| 委 員 | (なし) |
| 委員長 | ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第 8 9 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委 員 | 全員挙手 (原案可決) |
| 委員長 | 第 8 9 号議案は可決されました。 続きまして、第 9 0 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 第 9 0 号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 3 7 条第 2 項及び同法施行令第 2 4 条第 1 項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。 投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代 |

| | |
|-----|--|
| | <p>理者は係長職員を充ててございます。</p> <p>第90号議案の説明は、以上です。</p> |
| 委員長 | <p>では、第90号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(なし)</p> |
| 委員長 | <p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第90号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>全員挙手（原案可決）</p> |
| 委員長 | <p>第90号議案は可決されました。</p> <p>次に、第91号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>第91号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、第25回参議院議員通常選挙における愛知県選出議員選挙の投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>会がくじで定める順序によるとされています。このため、投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を公示日であります令和元年7月4日の午後7時と定めようとするものでございます。</p> <p>なお、比例代表選出は県選管で実施します。</p> <p>第91号議案の説明は以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、第91号議案について、何かご質問等はありませんか。</p> |
| 委員 | <p>(なし)</p> |
| 委員長 | <p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第91号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>全員挙手（原案可決）</p> |
| 委員長 | <p>第91号議案は可決されました。</p> <p>次に、第92号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>第92号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第62条第2項の規定に</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>より、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とするようになっております。また、同法第62条第6項の規定により、第25回参议院議員通常選挙における愛知県選出議員選挙及び参议院比例代表選出議員選挙の開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和元年7月18日の午後5時15分に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は7月18日の午後5時までとなっております。</p> <p>第92号議案の説明は以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、第92号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(なし)</p> |
| 委員長 | <p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第92号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>全員挙手（原案可決）</p> |
| 委員長 | <p>第92号議案は可決されました。</p> <p>次に、第93号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>第93号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、参院選の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができるかと規定されています。この登録の延期の期間は可能なかぎり短いことが望ましいため、発送までの準備が必要な期間を考慮し、この登録の移替えを令和元年6月28日から7月21日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第93号議案の説明は以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、第93号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(なし)</p> |
| 委員長 | <p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第93号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>全員挙手（原案可決）</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>第 9 3 号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>○ 次回日程確認</p> <p>令和元年 7 月 3 日（水） 午後 4 時から</p> <p>3 0 2 会議室</p> <p>○ 6 月尾張旭市議会定例会での選挙に関する質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通投票所の開設について ・ 期日前投票所の増設及び開設時間の拡大について ・ 投票所の開設時間の維持について |
| <p>委員長</p> | <p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p> |